

JCBビジネスカード取扱規約

第1条（導入法人）

- 株式会社千葉銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカード取引システムに本規約を承認のうえ、加入を申込み、当行およびJCB（以下「両社」という。）との間で加入に関する合意が成立した官公庁、企業、団体を導入法人といいます。また、本規約にもとづき、導入法人と両社との間において適用される契約関係を「本契約」といいます。
- 導入法人は、当行が導入法人の役員、社員、職員または団体の構成員等（以下「役職員等」という。）に対して、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）の募集を行うことを予め承諾するものとします。

第2条（目的）

両社および導入法人は、本規約の趣旨をよく理解し、円滑なる運営・推進を図るために緊密な連携を保ち、相互に協力するものとします。

第3条（管理責任者および役割）

- 導入法人は、導入法人を代表して第2項に掲げる業務を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定して両社に届け出るものとします。管理責任者に変更があった場合、導入法人は両社に対し遅滞なく届け出るものとします。
- 導入法人の管理責任者は、次の業務を行います。（1）役職員等のカード入会申込手続の確認（2）諸届出、退会手続、その他カードに関する両社と会員との連絡調整

第4条（入会申し込み）

カードの入会申し込みは、両社が指定する「入会申込書」を用いることとします。両社は、入会申込書類に管理責任者の承認印の捺印があるもの、または入会申込書に勤務先の役職員であることを証明する書類の写しを添付したもののみを正規の入会申込書として取り扱います。

第5条（取引時確認等業務の委託）

- 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。以下同じ。）業務に関する業務を両社が導入法人に委託する場合は、導入法人がカードの申込者に対し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則に定める本人確認書類の提示を申込者から受ける方法等により取引時確認を実施するものとします。
- 導入法人が受託した取引時確認業務の取扱いに関し、導入法人の責任によって両社に損害が生じた場合は、導入法人がその賠償の責任を負うものとします。
- 両社は、カード申込者の取引時確認が、当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第6条（入会判定）

- 両社は、入会申込書にもとづき所定の判定を行い、入会を認めた者を両社のカード会員（以下「会員」という。）とし、カードを発行します。
- 両社は、両社の入会判定において、入会不適格と判断した場合でも、導入法人にその理由を開示しないものとします。

第7条（家族会員の有無、家族会員カード発行対象者、利用代金支払区分等）

- 導入法人と当行は、カードの家族会員の有無および家族会員カードの発行対象者について、別途取り決めるものとします。
- ショッピング利用代金の支払区分のうち、ショッピング2回払い・ボーナス1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払いと、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いは、導入法人と当行との間で合意したもののみ、利用を可能とします。

第8条（会員届出事項の変更）

会員が既に両社へ届け出している事項を変更する場合は、両社が指定する「変更届」を用い、管理責任者あるいは会員が両社に届け出るものとします。また、管理責任者あるいは会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

第9条（カード利用に伴う導入法人の責任）

導入法人の故意または重大な過失によって紛失・盗難・悪用等が生じた場合を除き、会員が当行に対して負担する一切の債務に関して、導入法人は当行に対して何らの責任を負わないものとします。なお、導入法人は、紛失・盗難が生じた場合、紛失・盗難の届け出、その他当行またはJCBの調査に協力するものとします。

第10条（会員資格の取消しおよび退会）

- 会員が次のいずれかに該当した場合、両社は、会員資格を喪失させることができるものとします。
 - 相続の開始があったとき
 - 会員が導入法人の役職員等の資格を喪失したとき
 - 会員から当行またはJCBに退会の申出があったとき
 - 両社が定める会員規約により、両社が会員として不適格と認めたとき
 - 該当会員について導入法人から特に申出があったとき
- 導入法人と両社との本契約が解除された場合、両社は会員の会員資格を喪失させることができるものとします。

第11条（年会費）

導入法人は、別途定められた両社所定の年会費を支払うものとします。

第12条（契約の解除）

- 導入法人および両社は、第16条の定めにかかわらず書面をもって3ヵ月前までに相手方に契約解除の旨を通知することにより、本契約有効期間中に本契約を解除することができるものとします。ただし、導入法人が次のいずれかに該当する場合、(1)、(3)、(4)、(5)の場合においては当然に契約が終了し、(2)または(6)の場合においては、両社は導入法人に対し書面その他の方法により通知することにより直ちに本契約を解除できるものとします。
- 導入法人が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 導入法人が本規約に違反したとき
 - 導入法人が自ら振出した手形、小切手が不渡になったとき
 - 導入法人が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき
 - 導入法人が破産手続、民事再生手続、特別清算または会社更生手続その他の法的倒産手続の開始の申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき
 - 導入法人の信用状態に重大な変化が生じたときまたは生じるおそれがあると両社が判断したとき

第13条（機密の保持）

導入法人および両社は、本契約により知り得た相手方の業務上の情報および会員情報等について機密を保持し、本契約の有効期間中はもとより本契約の解除または終了後においても、第三者に一切開示または、漏洩してはならないものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

導入法人と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず導入法人または当行の本店またはJCBの本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（準拠法）

導入法人と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第16条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約が成立した日から1ヵ年とします。ただし、期間満了の日から3ヵ月前までに、導入法人または両社のいずれからも書面による解約の意思表示がなかった場合、自動的に1年間延長するものとし、以後もまた同様とします。

第17条（取扱規約およびその改定）

本規約は、導入法人と両社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約等が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカードを利用した場合、導入法人は当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

- 導入法人（法人の代表者を含む。以下本条において同じ。）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図ること
- 導入法人は、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行またはJCBの信用を毀損し、または当行またはJCBの業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 導入法人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または導入法人が第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、または第1項、第2項の規定に違反している疑いがあると認め、導入法人との取引を継続することが不適切である場合には、導入法人は当行またはJCBからの請求があり次第、本契約が解除されるものとします。
- 前項の規定の適用により、導入法人に損害が生じた場合でも、両社は何らの責任を負わないものとします。また、当行またはJCBに損害が生じた場合は、導入法人は、その責任を負います。